

鹿児島大学病院総合臨床研修センター施設使用に関する申合せ

平成23年4月1日制定
平成25年10月1日一部改正
平成27年1月22日一部改正
平成28年1月28日一部改正
平成29年9月1日一部改正
平成30年9月3日一部改正

(総合臨床研修センターの設置目的)

- 1 総合臨床研修センターは、鹿児島県が実施する、鹿児島県地域医療再生計画により平成25年に設置。

研修医や勤務医、看護師等の研修の拠点となる総合臨床研修センターを、鹿児島大学病院に整備することにより、実習環境の整備や福利厚生面でのバックアップを行い、県内における臨床研修医の確保を図るとともに、勤務医や看護師等の県内定着を図ることを目的としている。

(趣旨)

- 2 鹿児島大学病院総合臨床研修センター規則（平成16年医歯病規則第18号）第4条に定める鹿児島大学病院総合臨床研修センター（以下「総合臨床研修センター」という。）の業務における、総合臨床研修センターの施設（以下「研修センター施設」という。）の使用について申し合わせる。

(運用責任者)

- 3 研修センター施設の運用責任者は、総合臨床研修センター長（以下「センター長」という。）とする。

(施設)

- 4 センター長は、次の施設を使用させることができる。

- (1) 総合臨床研修センターセミナー室
- (2) 演習室

(使用の範囲)

- 5 総合臨床研修センターの業務に支障をきたさない範囲において、次の場合に研修センター施設の使用を許可することができる。

- (1) 鹿児島大学病院初期研修医の自主的学習に使用する場合
- (2) 鹿児島大学病院が主催する研修及び実習等に使用する場合
- (3) その他センター長が適当と認めた者が使用する場合

(使用者の範囲)

- 6 研修センター施設の利用者は、次に掲げる者とする。
 - (1) 国立大学法人鹿児島大学（以下「本学」という。）の教職員及び役員
 - (2) 鹿児島大学の学生
 - (3) その他センター長が適当と認めた者

(使用の優先基準)

7 研修センター施設の予約時に重複が生じた場合は、次に掲げる順位をもって使用を許可することができる。

- (1) 総合臨床研修センターが主催する研修医を対象とした教育・研修等に関すること。
- (2) 総合臨床研修センターの業務に関すること。
- (3) 学生の実習等に関すること。
- (4) 外部への貸付
- (5) 院内の研修等に関すること。
- (6) その他上記に属さないもの 例 学会、研究会、カンファレンス 等

なお、予約は(1)(2)(3)を優先することから、(4)(5)(6)より事前予約があった場合においても、予約日の重複が生じた場合は、貸し出しを行わないことができる。

また、(4)(5)(6)間で予約の重複が生じた場合は、総合臨床研修センターにおいて、抽選を行い、使用者を決定することとする。

(使用時間及び休館日)

8 研修センター施設の使用時間及び休館日は、次のとおりとする。

- (1) 使用時間 原則午前8時30分から午後5時15分までとする。
また、必要に応じて、使用開始時間を午前7時30分、終了時間を午後8時までとし、その他の時間帯については使用できないものとする。
- (2) 休館日
 - ア 日曜日及び土曜日
 - イ 国民の祝日に関する法律に定める休日
 - ウ 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に定める休日を除く。）

9 前項の規定にかかわらず、使用時間以外の時間又は休館日における使用を承認することがある。

(施設の予約)

10 第項6の第4号5号及び6号が、平日に研修センター施設を使用したい場合は、使用を希望する月から、原則3ヶ月前の月初めに予約を開始するものとし、月初めから5営業日までに「様式1」を提出し、予約を行うものとする。

なお、他の利用者のことも考慮し、年間を通した予約は認めないものとする。

また、休日の予約については、随時受け付けるとともに、急遽研修センター施設の使用希望が生じ、該当施設の予約に空きがある場合は、予約の相談に応じることとする。

また、カンファレンスで使用する際の使用時間については、他の診療科との重複を避けるために午前、午後いずれか半日を最大とする。

(利用料金)

11 第項6第4号について、研修センター施設のシミュレータを利用する場合は、(別紙1)に基づき料金を徴収するものとする。

(実績の報告)

12 研修センターの施設の使用後は、現状復帰を行うものとする。また、施設利用実績報告書「様式2」を提出することとし、本様式の提出がない場合は、提出がなされるまで、以降の予約を認めないものとする。

(機器の管理方法)

13 研修センター施設にあるシミュレータ等機器の管理については、毎週木曜日に総合臨床研修センター事務より、研修センター利用予定表をME医療機器センターに渡し、使用予定機器の使用前後に動作確認を行うこととする。

(機器不具合時の連絡先)

- 14 研修センター施設にあるシミュレータ等機器の使用に際し、故障等が発生した場合は、以下別表のとおり対応するものとする。

(使用の手続及び承認)

- 15 使用者が、第4項に定める使用の範囲において、本学の事務及び事業に係る目的で研修センター施設を使用しようとする場合は、総務課に所定の手続きに従って申請し、センター長の承認を得なければならない。なお、センター長は、使用を認めたときは、その旨を申請者に通知するものとする。
- 16 前項に定める目的以外の目的で研修センター施設を使用しようとする場合の手続きは、国立大学法人鹿児島大学不動産管理規程（平成16年規則第77号）及び国立大学法人鹿児島大学不動産貸付要項（平成21年4月1日学長裁定）の定めるところによる。

(使用承認の取消し等)

- 17 センター長は、次のいずれかに該当すると認められるときは、使用の承認を取り消し、又は変更することができる。
- (1) 使用者が第18項に定める遵守事項に違反したとき。
 - (2) 使用者が使用申請時に虚偽の記載をしたとき、又は虚偽の届出によって研修センター施設を使用しようとしたとき。
 - (3) 本学において、使用を承認した施設を必要とするとき。
 - (4) 総合臨床研修センターの施設利用報告書の提出がなされなかったとき。
 - (5) 第6項第1号、2号及び3号と第4号、5号及び6号において予約の重複が生じたとき。
- 18 前項第1号及び第2号による使用の承認の取消し又は変更によって生じた損害については、総合臨床研修センターはその責を負わない。

(使用者の遵守事項)

- 19 使用者は、次に定める事項を遵守しなければならない。
- (1) 承認された目的以外に使用しないこと。
 - (2) 承認されていない施設、設備及び備品は使用しないこと。
 - (3) 原則飲食物を持ち込まないこと。
 - (4) 整理整頓に心掛け、使用後は原状に復すること。
 - (5) 防火及び盗難防止に努めること。
 - (6) その他研修センター施設の管理運営を阻害するような行為はしないこと。

(賠償)

- 20 使用者は、故意又は過失により設備等を滅失又はき損したときは、直ちにセンター長に報告するとともに、その全部若しくは一部を原状に復し、又は損害相当の金額を賠償しなければならない。

(事務)

- 21 研修センター施設の使用に係る事務は、総務課において処理する。

(雑則)

- 22 この申合せに定めるもののほか、研修センター施設の使用に関し必要な事項は、センター長が別に定める。
また、全ての事項について、センター長が必要と認めた場合はこの限りではない。

<別表>

	対応部署	連絡先
平日 (8:30~17:15)	総合臨床研修センター、臨床研修係	5 0 1 1、6 6 4 8
平日 (17:15~8:30)	ME 医療機器センター	6 6 8 6
休日、時間外	ME 医療機器センター	9 9 5 3